

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 9 月 2 日

さいたま市長

清水 人

さいたま市規則第 8 6 号

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則 の一部を改正する規則

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則（平成 20 年さいたま市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(医療機関等への支払等) 第 1 4 条 〔略〕 2 〔略〕 3 市長は、条例第 8 条第 3 項の規定による支払に関する事務を <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法</u> （昭和 23 年法律第 129 号）による <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> 又は国民健康保険法（昭和 30 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、第 1 項の規定は、適用しない。	(医療機関等への支払等) 第 1 4 条 〔略〕 2 〔略〕 3 市長は、条例第 8 条第 3 項の規定による支払に関する事務を <u>社会保険診療報酬支払基金法</u> （昭和 23 年法律第 129 号）による <u>社会保険診療報酬支払基金</u> 又は国民健康保険法（昭和 30 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、第 1 項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。